

台湾・北海道チャレンジショップ「テスト販売」(H30/11月～) 出品募集要項

台湾における道産品の販路拡大を目指す道内企業の皆様のマーケティング活動に役立てていただくため、昨秋、台中市内の百貨店に設置された北海道チャレンジショップへの「テスト販売」出品を募集します。

1. 実施概要

- 期間：平成30年11月1日～(3ヶ月間)
- 場所：「Top City 台中大遠百」12階
(台中市台湾大道三段251)
- 規模：約30㎡
- 主催：北海道
協力：北海道貿易物産振興会
(※現地運営：拓展国際貿易社)



2. 対象商品

道内で製造、加工され、既に販売されている食品で、JANコード取得済みの商品に限ります。輸出手続き、輸送、現地での輸入手続き等にかかる日数や、現地での販売期間等を考慮し、原則として賞味期限が120日以上(常温のみ)の商品とさせていただきます。また、1社あたり最大2品目までお申込みいただけます。

ただし、以下に該当する商品は対象外です。

- ・台湾の輸入禁止品目、輸入規制のある品目
 - ・輸入に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
 - ・特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
 - ・施設の制約上販売出来ないもの(一次産品、雑貨、工芸品など)
- * その他ご不明な点はお問い合わせください。

3. 申込者の資格

次のいずれかに該当する方とします。なお、輸出に係る手続は北海道貿易物産振興会が代行しますので、特別な資格や手続等は不要です。

- ・道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の製造・加工を行っている方または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
- ・地方公共団体、商工・物産関連団体(上記2に該当する企業等の商品を取りまとめ販売・PRする場合。なお商品販売に合わせて地域の観光情報の発信なども可能)

※ 必要な書類の準備、データの提供及び「道産食品輸出用シンボルマーク」の商品への貼り付け、表示に協力いただけることが条件となります。(貿易手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります)

4. 申込書類

- (1) 申込書
- (2) 商品表示の写し(オモテ面及びウラ面※一括表示を含む。食品表示法等の表示に関する法令を遵守していることがわかる画像)
- (3) 申込商品に該当する食品製造に係る営業許可証の写し

5. 販売商品の決定

申込書等の内容から、出品する商品を決定させていただきますが、対象商品であっても、施設の制約や店舗側の判断により、出品をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承願います。またテスト販売が決定した商品につきましては、商品のプロモーションのため、PR資材のご提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

6. 申込者負担

申込者にご負担いただく費用につきましては以下のとおりです。

- ・道内指定倉庫までの運賃
- ・成分検査用サンプルの台湾までの送付費用

7. 取引条件・精算

- (1) 販売期間：平成30年11月～（店頭で商品が並んでから3ヶ月間）
- (2) 仕入条件：売上仕入（期間中売れた分[レジ通過分]の国内卸価格をお支払い）。
- (3) 売価設定：運営者のマージン率は原則国内小売価格の30%です。なお、台湾における小売価格は、日本国内・台湾にて通関手続き上発生する諸費用、諸税等を勘案し、運営者が設定させていただきます（国内販売価格の約2～3倍程度になります）。
- (4) 精算処理：商品販売開始から120日以内に実施致します。
- (5) 実績報告：販売期間終了後、出品者にお知らせいたします。
- (6) 販売調査：現地売場にてアンケート調査を実施し、お客様の声・意見をお伝えします。
- (7) 残存商品：販売期間終了後の残存商品は、現地にて売場から撤去、処分させていただきます。返却は一切出来かねますので、予めご了承願います。

8. 応募締め切り

- ・ **第1次：8月31日（金）**
- ・ **第2次：11月30日（金）**

9. その他

- (1) 「テスト販売」とは

台湾での販路拡大を目指す道内企業の皆様を応援するため、商品を3か月間チャレンジショップで販売し、その過程で得られた商品についての評判や評価等のアドバイスを還元し、マーケティング活動に役立てていただくものです。

- (2) 地域PRでの利用

地域でのPRの場として活用する場合、まとまったスペースをお貸しすることも可能です。地域の物産・観光・文化などの発信の場としてぜひご活用ください。

（会場使用料は無料ですが、什器・備品等を使用する場合は実費相当が必要となります。）

- (3) 現地販売への参加

現地販売への参加を歓迎します。台湾市場を知る機会ともなりますので、ご希望の場合はご相談ください。

- (4) 販売の中止等

天災、法令・規則の改正、通関・輸送上のトラブル、その他のやむを得ない事由により、販売を中止する場合があります。なお、それによって生じる出品者の損害等につきまして、運営者ではその責任を負い兼ねますので、予めご了承ください。

- (5) その他

商品送付先及び納品日等の詳細につきましては、順次ご連絡致します。

輸出手続き等の都合上、納品日等の確定のご連絡が遅れてしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

台湾では、エネルギー量（カロリー）、炭水化物、たんぱく質、脂質、ナトリウムに加え、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、糖類の表示が義務付けられています。

10. 申し込み・問い合わせ先

北海道経済部国際経済室（経済交流グループ：廣瀬、梅谷）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎9階

電話：011-204-5342 FAX：011-232-8870

E-mail：keizai.kokukei1@pref.hokkaido.lg.jp